



計量証明書

株式会社 リアース

様



株式会社 日本総合科学

広島県福山市箕島町南丘399番地46

電話 (084) 981-0181(代表)

計量証明事業所 広島県登録第K-61号

計量管理者 氏名 高橋 弘幸

登録番号 第6571号



採取年月日	平成 27年9月18日	計量証明書番号	15F1365887R
採取時刻	13時40分	発行年月日	平成 27年10月9日
試料名	浸透水	採取者名	平岡 敏夫
採取場所	産業廃棄物の最終処分場	その他	—

上記試料についての計量の結果を次のとおり証明します。

計量の対象	計量の結果	定量下限値	計量の方法
アルキル水銀	ND mg/L	0.0005	昭和46年環告59号付表2
総水銀	ND mg/L	0.0005	昭和46年環告59号付表1
カドミウム	ND mg/L	0.001	JIS K 0102 55.3 (2013)
鉛	ND mg/L	0.005	JIS K 0102 54.3 (2013)
六価クロム	ND mg/L	0.02	JIS K 0102 65.2.4 (2013)
砒素	ND mg/L	0.005	JIS K 0102 61.2 (2013)
全シアン	ND mg/L	0.1	JIS K 0102 38.1.2及び38.3 (2013)
ポリ塩化ビフェニル	ND mg/L	0.0005	昭和46年環告59号付表3
トリクロロエチレン	ND mg/L	0.002	JIS K 0125 5.2 (1995)
テトラクロロエチレン	ND mg/L	0.0005	JIS K 0125 5.2 (1995)
ジクロロメタン	ND mg/L	0.002	JIS K 0125 5.2 (1995)
四塩化炭素	ND mg/L	0.0002	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,2-ジクロロエタン	ND mg/L	0.0004	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,1-ジクロロエチレン	ND mg/L	0.002	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,2-ジクロロエチレン	ND mg/L	0.004	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,1,1-トリクロロエタン	ND mg/L	0.0005	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,1,2-トリクロロエタン	ND mg/L	0.0006	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,3-ジクロロプロペン	ND mg/L	0.0002	JIS K 0125 5.2 (1995)
チカラム	ND mg/L	0.0006	昭和46年環告59号付表4
シマジン	ND mg/L	0.0003	昭和46年環告59号付表5の第1
チオベンカルブ	ND mg/L	0.002	昭和46年環告59号付表5の第1
ベンゼン	ND mg/L	0.001	JIS K 0125 5.2 (1995)
セレン	ND mg/L	0.002	JIS K 0102 67.2 (2013)
1,4-ジオキサン	ND mg/L	0.005	昭和46年環告59号付表7
塩化ビニルモノマー	ND mg/L	0.0002	平成9年環告10号 付表

備考 NDとは定量下限値未満のことをいう。



計量証明書

株式会社 リース 様



株式会社 日本総合科学

広島県福山市箕島町南丘399番地46

電話 (084) 981-0181(代表)

計量証明事業所 広島県登録第K-61号

計量管理者 氏名 高橋 弘幸

登録番号 第6571号



採取年月日	平成 27年9月18日	計量証明書番号	15F1365888R
採取時刻	13時50分	発行年月日	平成 27年10月9日
試料名	地下水	採取者名	平岡 敏夫
採取場所	産業廃棄物の最終処分場	その他	—

上記試料についての計量の結果を次のとおり証明します。

計量の対象	計量の結果	定量下限値	計量の方法
アルキル水銀	ND mg/L	0.0005	昭和46年環告59号付表2
総水銀	ND mg/L	0.0005	昭和46年環告59号付表1
カドミウム	ND mg/L	0.001	JIS K 0102 55.3 (2013)
鉛	ND mg/L	0.005	JIS K 0102 54.3 (2013)
六価クロム	ND mg/L	0.02	JIS K 0102 65.2.4 (2013)
砒素	ND mg/L	0.005	JIS K 0102 61.2 (2013)
全シアン	ND mg/L	0.1	JIS K 0102 38.1.2及び38.3 (2013)
ポリ塩化ビフェニル	ND mg/L	0.0005	昭和46年環告59号付表3
トリクロロエチレン	ND mg/L	0.002	JIS K 0125 5.2 (1995)
テトラクロロエチレン	ND mg/L	0.0005	JIS K 0125 5.2 (1995)
ジクロロメタン	ND mg/L	0.002	JIS K 0125 5.2 (1995)
四塩化炭素	ND mg/L	0.0002	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,2-ジクロロエタン	ND mg/L	0.0004	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,1-ジクロロエチレン	ND mg/L	0.002	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,2-ジクロロエチレン	ND mg/L	0.004	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,1,1-トリクロロエタン	ND mg/L	0.0005	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,1,2-トリクロロエタン	ND mg/L	0.0006	JIS K 0125 5.2 (1995)
1,3-ジクロロプロペン	ND mg/L	0.0002	JIS K 0125 5.2 (1995)
チラム	ND mg/L	0.0006	昭和46年環告59号付表4
シマジン	ND mg/L	0.0003	昭和46年環告59号付表5の第1
チオベンカルブ	ND mg/L	0.002	昭和46年環告59号付表5の第1
ベンゼン	ND mg/L	0.001	JIS K 0125 5.2 (1995)
セレン	ND mg/L	0.002	JIS K 0102 67.2 (2013)
1,4-ジオキサン	ND mg/L	0.005	昭和46年環告59号付表7
塩化ビニルモノマー	ND mg/L	0.0002	平成9年環告10号 付表

備考 NDとは定量下限値未満のことをいう。